磯津通信

磯津環境学校
編集・発行
萩森　繁樹
〒510-0863
磯津南町2839
野田之一さん気付

過日、アムネスティみえ１２８Ｇで話し合いを持っているとき、「四日市公害を人権の視点で分析した話」をできる人はいないかと言われ、はたと考え込んでしまいました。思い当たる体系的な論考がないなら、不学を顧みず、試論を書いてみるかと…。

[今後の柱だては　①患者　②子ども　③教師　④労働者　⑤地域住民　⑥女性　⑦高齢者　⑧生物　⑨表現者　⑩研究者　の視点で考えてみようと思います。]

公害と人権①「四日市公害と患者の権利」

患者の気持ちに即して一口で言うなら、元の身体、元の生活にもどしてくれと言うのが一番の願いにちがいありません。生きるという基本的な権利が企業の利潤追求と国家の政策で塗炭の苦しみに突き落とされていく過程で、細かく見るなら、生存権、働く権利、財産形成の権利も奪われていきます。かろうじて裁判を受ける権利を行使して、被告６社を断罪することはできましたが、その後の二次訴訟ではその権利さえも札束と圧力で葬り去られたのです。

補償制度が公害健康被害補償法（公健法）で確立したときも、初めから女性の補償額は男性の二分の一から三分の一に押さえられ、男女差別でスタートしました。そして孫の結婚や就職のため認定を辞退することもあったのです。

その公健法が財界の圧力で1988年指定地域を解除し、一切公害患者が出ないようにした後も緩慢に汚され続けた大気によって引き続き患者は出続けています。未認定患者への補償は何も四日市ではされていません。それどころか以前よりきれいになったとして調査すらしていないのです。それによる不平等の継続といのちを脅かされ続ける人々へのケアは全く四日市ではされていません。

それと共に名古屋みなみ患者の会のように名古屋市と定期的に交渉する機会を「四日市公害患者と家族の会」も「磯津公害患者の会」も持っていません。それ故、待遇改善や企業への規制をキチンとさせる機会を持てないのです。それどころか野田さんのような闘士でも不断に二級から三級に格下げされようとする恐れを感じて行政と渡り合っているのです。

裁判後確定した工場の「立入調査権」もここ何年か行使されていません。工場と患者・地域が「いい緊張関係」を保つためにもイタイイタイ病のように保証された権利で企業と対等に話しあうためには「立入調査権」は必要で大切なツールです。

患者・公害被害者の視点で見ると、今の四日市のあり方は寄らしめず知らしめず、企業には甘い行政と言えます。患者・被害者の要望を組織したり、市民の側からもサポートと運動を強めていかねばならないでしょう。　（萩森）

《 連絡・情報提供先　090-4269-0965　hagi1922@tcp-ip.or.jp 磯津環境学校情報室 》